

手続きチェックシート お子さまが生まれたときの手続き

R4. 9

※ 出生届提出後、以下の項目で該当するものについて、各窓口で手続きをお願いします。

(手続きに必要な書類等は、各窓口にお問合せください。)

※ このシートで例示した以外の手続きが必要な場合があります。

項目	チェック欄	手続き	窓口番号	担当課
国民健康保険		生まれたお子さまが国民健康保険に加入される場合 ※出産された方が国民健康保険に加入されている場合は、 出産育児一時金の手続きが必要となる場合があります。	1階 3番	保険年金課
児童手当		必ず手続きが必要(出生後15日以内) 公務員の方(一部の方を除く)は勤務先で手続をしてください。 *児童手当、子ども医療の受付は京都市子ども家庭支援課分 室(烏丸御池)にて行っていますが、区役所・支所において も申請書等を提出していただけます。 *マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータルから オンライン申請も可能です。	西庁舎 1階 19番	子どもはぐくみ室 (子育て推進担当)
子ども医療		子ども医療費の支給を希望される方 中学校3年生までの子どもが対象です。		子どもはぐくみ室 (子育て推進担当)
ひとり親家庭等医療		受給資格が新たに生じる方 (受給資格) ひとり親家庭等の児童(18歳になって最初の3月31日ま で)と父母等(所得制限あり)		
児童扶養手当		受給資格が新たに生じる方 (受給資格) 母子家庭・父子家庭等で、18歳になって最初の3月31日 までの児童又は20歳未満で概ね中度以上の障害のある児童 を扶養している方(所得制限あり)	西庁舎 1階 18番	子どもはぐくみ室 (子育て相談担当)
出生通知書		出生通知書を出されていない方 母子健康手帳に添付されている出生通知書(はがき)を 郵送又は持参		

京 都 市 北 区 役 所

〒603-8511 京都市北区紫野東御所田町33番地の1 (代表番号) 075-432-1181

この印刷物は、不要になりましたら「**雑がみ**」としてリサイクルできます。
コミュニティ回収や古紙回収等にお出しください。

